

九州大学保健学学生支援会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 九州大学医学部保健学科（以下「保健学科」という）及び九州大学大学院医学系学府保健学専攻（以下「保健学専攻」という）の学生の教育活動等を助成するため九州大学保健学学生支援会（以下「本会」という）を設立する。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健学科及び保健学専攻の学生にかかわる教育事業への助成
- (2) 保健学科及び保健学専攻学生の福利厚生に必要な助成
- (3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事項

(事務所)

第3条 本会の事務局は、福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学医学部保健学科内に置く。

(会員)

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は保健学科及び保健学専攻に在学する学生の父母又はこれに準ずる者とし、賛助会員は本会の目的に賛同する者とする。

第2章 役員等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 1人
- (4) 監 事 2人

2 役員 of 諮問に应ずるため顧問若干人を置く。

3 顧問は、必要に应じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員 of 任期)

第6条 役員 of 任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合 of 後任者 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。

(役員 of 任務)

第7条 役員 of 任務は、次 of とおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、会議 of 議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は事故があるときはその任務を代行する。

(3) 理事は、事業計画・予算・決算・会則の変更・その他の重要事項を審議する。

(4) 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長は、役員会において理事の中から選出する。

(2) 理事及び監事は、会員の中から選出する。

(3) 各役員は、総会において会員の承認を得なければならない。

第3章 会議

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は第4条に規定する正会員の出席により年1回開催し、本会の運営等に関し必要な事項を協議する。

(役員会)

第11条 役員会は、役員で構成し、原則として年1回開催する。

第12条 総会を開きがたい場合は、役員会がこれに代わるものとする。

第13条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 役員を選任に関する事。

(2) 事業計画並びに予算及び決算に関する事。

(3) 会務及び事業報告に関する事。

(4) 会則の制定及び改廃に関する事。

(5) その他必要と認められるもの。

第14条 役員会は構成員の半数以上の出席で成立する。

2 役員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。ただし、出席できない場合は委任状をもってこれに代えることができる。

第4章 経理等

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 正会員の会費は、学部学生 20,000 円、修士課程学生 10,000 円、博士後期課程学生 15,000 円とし、入学時に納入するものとする。

2 賛助会員の会費は、年額 2,500 円とし、年度当初に納入するものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営委員会)

第18条 本会の事業に関する具体的事項を処理するため、役員会のもとに運営委員会を置く。

2 運営委員会の構成等については、別に定める。

(帳簿)

第19条 本会に次の帳簿を備える。

(1) 会則

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

(4) 会議録及び事業記録等

(5) 会計帳簿

附 則

1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この会の発足時の理事及び監事は、この会の発起人の中から選出する。

なお、発起人会は、役員会の発足をもって解散する。

3 本会則第4条2は、令和元年7月9日から実施する。

(令和元年7月 一部改正)